

令和6年度 港まちづくり協議会 定期市等の考え方

1 事業目的

次の視点によるまちづくりを目指す。

- (1) 定期市を通じたコミュニケーションの活性化
- (2) 地域商店街の振興
- (3) 地域の空き家対策
- (4) 地域への新たな人材の取り込み

2 事業実施の対象区域

(1) 事業実施の対象とする区域（以下「港まち」という。）は、事業の実施により活性化を期待する、下記の名古屋市港区西築地学区を中心とした港周辺地区とする。

- ① 名古屋市港区入船一丁目・二丁目
- ② 名古屋市港区千鳥一丁目・二丁目
- ③ 名古屋市港区西倉町
- ④ 名古屋市港区浜一丁目・二丁目
- ⑤ 名古屋市港区港町
- ⑥ 名古屋市港区名港一丁目・二丁目
- ⑦ 名古屋市港区港楽三丁目・港栄四丁目の一部

(2) 定期市は、築地口商店街及び江川線沿いの周辺エリア（別図参照）の区域（以下「定期市エリア」という。）を中心に実施すること。（この区域を越えて実施してもよい。）

3 業務の実施場所に関する使用条件

(1) 使用条件は、以下のとおり。

区分	定期市	サポート企画
場所	定期市エリア	港まち
期間	毎月第2土曜日	履行期間内
時間	1回につき3~4時間程度	1回につき1~3時間程度

(2) 荒天の場合は、定期市を中止にする場合がある。

4 業務の考え方

(1) 西築地学区にある商店街振興組合等と連携して定期市を毎月1回（毎月第2土曜日に）実施すること。

(2) 定期市とは別に、1 事業目的(2)~(4)を達成するためのサポート企画を2回以上実施すること。

(3) チラシやインターネットを活用した広報を実施すること。

※ 協議会は、企画に応じてチラシを3,000~10,000部制作している。

※ 協議会も、HP/SNSを活用して情報発信する。

(4) 定期市への出店料は徴収できるものとする。（上限3,000円までとする。）

(5) 参加料は原則無料とするが、材料費等の実費相当額を徴収する場合は、港まちづくり協議会の了承を得るものとする。

(6) 原則、警察、消防及び保健所への申請業務を行うこと。なお、申請に要する経費は委託料に含める。

(7) 事業終了後は、原状復旧を行うものとする。

別図

